

大阪はびきの医療センター利益相反ポリシー

1 目的

大阪はびきの医療センター(以下「センター」という。)は、先進的な医療を行うとともに、日常の診療活動や医学研究によって得られた知見や成果を医療において実践し、さらに、それらを社会に公表し、還元することによって、広く医学医療に寄与することを目指している。

センター職員によるこのような活動は、利潤追求を目的とする企業と常に接点を持ちつつ行われるものであり、また一方で、センター職員と企業が、目的と役割の相違を越えて、互いの立場を尊重しながら協力し合う連携活動によって、目的を達成することができる。しかしながら、このような関わりにおいては、センター職員についていわゆる利益相反が生じる。したがって、センター職員は日常の業務において、利益相反が不可避に発生することを十分に認識し、適切に対応することが求められる。

このポリシーの目的は、利益相反に関する基本的な考え方を策定することにより、センターにおいて診療や研究に携わる職員が、利益相反の特徴を明確にした上で、職務を公正かつ積極的に推進できる環境を整備することにある。

2 利益相反の定義

「利益相反」とは、外部との経済的な利益関係等によって、診療や研究など職務において必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態をいう。

センター職員が個人としての利益を優先させて活動したと客観的に思われる場合に利益相反が問題となる。

3 利益相反への対応

当センターは、職員の利益相反行為の防止と、万一生じた利益相反行為の解決に対応するため、本ポリシーを定めるとともに、利益相反管理体制を構築する。

4 利益相反管理体制

- ①利益相反委員会を設け、利益相反に関する重要事項を審議・審査する。
- ②センター内の各部門長は、所属職員の利益相反の問題を起こさないように指導する。

5 利益相反の対象となる職員

- ①センターの職員
- ②その他利益相反委員会が対象と判断した者

6 自己申告すべき情報

職員は、利益相反委員会が定める利益相反自己申告書の書式に従って、利益相反状況の判断に必要となる企業、団体等との利益関係に関する下記情報を定期的に報告しなければならない。

- ①謝金等を得て行う活動(講演や執筆などの活動内容及び謝金等の額)
- ②エクティ(株式、出資金、ストックオプション、受益権等)
- ③共同研究、受託研究、その他研究費、寄付金の受入れ状況
- ④設備備品の寄付・供与あるいは施設・設備の使用便宜の供与
- ⑤職員自身に帰属する発明の技術移転とその実施料収入
- ⑥人的資源の提供
- ⑦利害関係にある者からの物品購入・契約

7 利益相反に関する審査及び審査結果に対する不服申立て

- ①利益相反委員会は、センター職員等から提出された利益相反自己申告書等の情報に基づき、利益相反状況を審査し、当センターとして許容できるかどうかを決定する。
- ②問題の発生が懸念される時は、当該職員への事情聴取を行い、改善が必要と判断した場合は、その旨院長に報告する。
- ③ここでの審査に不服がある者は、再度、利益相反委員会に審査を求めることができる。委員会は再審査を行い、院長に報告を行う。院長は報告に基づき決定し、この決定に従わせる。

8 情報開示

利益相反委員会は、利益相反の管理状況について内外に開示する。

- ①利益相反ポリシーへの取り組み状況及び利益相反委員会の審議事項と結果を外部へ公開する。
- ②利益相反ポリシーを職員へ周知させるとともに、運用状況を定期的に開示する。

9 職員への啓発

- ①利益相反問題に関する意識向上のため、職員に対し研修を実施する。
- ②利益相反委員会は、職員からの利益相反に関する相談に応じる。

10 見直しの実施

国内外の経済社会情勢の変化、企業との連携活動の態様の変化、利益相反問題の事例蓄積状況等に応じて、本ポリシーを適宜見直しを実施する。